

## インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている 定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると 1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が 5,000カ所、長崎県では 70カ所、長崎市保健所管内に 17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち 1つの医療機関が1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成 28 年の 第 3 週は 1 月 18 日から 1 月 24 日までの週です。長崎県は 9.94 で、注意報レベル目前となりました。長崎市は 17.18 と、前週よりも急速に増えてきており、注意報レベルを超えています。また長崎県の保健所管轄別でも依然長崎市は他の地区よりも最も高くなっています。いよいよ本格的な流行となってきました。十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。

